交付書面

（証券コード 8107）
2025 年６月５日

株　主　各　位

兵庫県神戸市中央区京町 83 番地
株式会社 キムラタン
取締役社長　　九 鬼 祐 一 郎

第 62 回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第 62 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考資料等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://corporate.kimuratan.co.jp/ir/soukai/

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置を取っております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「キムラタン」または証券「コード」に「8107」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」の順に選択してご確認いただけます。

東証ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ**2025 年6月 23 日（月曜日）午後6時**までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2025年6月24日（火曜日）　午前10時
2. **場　　所**　神戸市中央区港島中町6-9-1
神戸国際会議場401会議室
開催場所が昨年度から変更になっております。
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **株主総会の目的事項**

報告事項
1. 第62期(2024年４月１日から2025年３月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期(2024年４月１日から2025年３月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案　取締役５名選任の件

4. **招集にあたっての決定事項**

議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令並びに当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

① 業務の適正を確保するための体制　② 連結株主資本等変動計算書　③ 連結注記表　④ 株主資本等変動計算書　⑤ 個別注記表

◎ 議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kimuratan.co.jp/)および東証ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、前事業年度末において生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

つきましては、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はございません。また、本件は払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はなく、株主の皆様の所有株式数や１株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

１．資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

（１）減少する資本金の額

資本金 3,296,666,178円のうち、3,216,666,178円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を80,000,000円といたします。

（２）減少する資本準備金の額

資本準備金 2,614,748,035円のうち、1,579,979,049円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,034,768,986円といたします。

（３）増加する資本剰余金の額

その他資本剰余金 4,796,645,227円

（４）資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月31日

２．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金 4,796,645,227円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当したいと存じます。

（１）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　4,796,645,227円

（２）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　4,796,645,227円

（３）剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年7月31日

第2号議案　取締役5名選任の件

取締役全員は本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	くきゆういちろう 九鬼 祐一郎 (1964年2月20日生)	1987年４月　山一證券株式会社入社 1998年４月　日興証券株式会社入社 2000年10月　松井証券株式会社入社 2004年６月　同社　専務取締役就任 2006年６月　株式会社アーク入社 2010年６月　同社　取締役副社長就任 2011年11月　株式会社フジオフードグループ本社入社 2020年７月　同社　取締役副社長就任 2024年３月　同社　非常勤取締役就任(現) 2024年４月　当社入社　経営戦略部長 2024年６月　当社　代表取締役社長就任(現) 2024年９月　株式会社イスト 代表取締役会長就任(現) 2024年10月　株式会社キムラタンエステート 代表取締役就任(現)	76,000株
2	きむらゆうすけ 木村 裕輔 (1963年９月６日生)	1986年４月　当社入社 2003年４月　当社管理本部長 2003年７月　当社執行役員就任 2007年６月　当社取締役就任 2012年４月　当社常務取締役(財務担当)就任（現） 2015年６月　上海可夢楽旦商貿有限公司董事長 2018年１月　株式会社キムラタンフロンティア代表取締役(現) 2019年６月　株式会社キムラタンリテール代表取締役（現） 2022年４月　株式会社キムラタンエステート取締役(現)	98,154株
3	きよかわこうじ 清川　浩志 (1981年１月26日生)	2002年４月　清川建設株式会社(現株式会社レヴンディレクション)取締役 2007年４月　同社　代表取締役就任(現) 2013年５月　まるき葡萄酒株式会社 代表取締役就任(現) 2018年６月　株式会社室蘭カントリー倶楽部 代表取締役就任(現) 2019年１月　当社　顧問就任 2019年６月　当社　代表取締役就任 2022年９月　株式会社キムラタンエステート 代表取締役就任 2024年６月　当社取締役(現) 2024年10月　株式会社キムラタンエステート取締役(現)	65,818,400株

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	そめかわちか 染川 智香 （1985年10月1日生）	2010年４月　税理士荒巻政文事務所入所 2015年７月　清川建設株式会社（現株式会社レゾンディレクション）入社 2018年３月　同社　取締役就任（現） 2019年６月　当社取締役就任（現）	－株
5	すずきたかお 鈴木 孝男 （1944年3月25日生）	1967年　通商産業省（現 経済産業省）入省 1988年　通商産業省　機械情報産業局自動車課長 1995年　通商産業省　環境立地局長 1996年　中小企業金融公庫　理事 1998年　日本自動車工業会　副会長 兼 専務理事 2004年　独立行政法人中小企業基盤整備機構　理事長 2008年７月　三菱ふそうトラック・バス株式会社 取締役副会長 企業渉外・環境担当 2009年３月　同社　取締役会長 企業倫理・企業渉外・環境担当・CBEO 2009年４月　メルセデスベンツ日本合同会社　相談役（現） 2015年４月　三菱ふそうトラック・バス株式会社 取締役相談役 2016年４月　同社　相談役 2016年６月　株式会社ミクニ取締役就任（現） 2020年６月　当社社外取締役就任（現）	－株

（注）1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

2. 鈴木孝男氏は社外取締役候補者であり、これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしていただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しており、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役の在任年数は、本株主総会終結時で５年となります。

3. 会社法第427条第１項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求をなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

5. 当社は、鈴木孝男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

＜株主総会決議通知について＞

第62回定時株主総会の結果につきましては、書面による決議通知はお送りいたしませんのでご了承ください。決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kimuratan.co.jp/）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2024年４月１日から2025年３月31日まで)

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりなど回復基調が見られる一方、物価上昇の継続を背景とする個人消費の下押しリスクやアメリカの政策動向による世界経済への影響等、先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当社グループでは、不動産事業における収益増とコスト最小化による収益力のさらなる向上、アパレル事業における収益構造の改善、ウェアラブル事業における営業力・サービス力の強化による業績の一層の向上に注力してまいりました。さらにM&Aを中心とする成長戦略の構築と不動産関連事業の領域拡大にも取り組んでまいりました。

2024 年８月には、リノベーションにより付加価値を高めた中古物件の販売を強みとするイストグループの子会社化により、「再販事業」を新たな事業の柱とすべく不動産関連ビジネスの領域拡大を進めました。同年９月には、不動産関連のマッチングプラットフォーム事業を譲り受けし、中古物件を中心とした家を持ちたい一般顧客と住宅会社をつなぐプラットフォームへと刷新することで、当社グループの再販事業を加速させるとともに、不動産関連事業における新たな収益の獲得にも挑戦してまいります。さらに、2025 年２月には不動産特定共同事業の許可を保有するＳｗａｎＳｔｙｌｅの株式取得を決定いたしました。今後、不動産特定共同事業を当社の不動産ビジネスの新たな柱として位置づけ確立を目指してまいります。加えて、2025年３月27日付公表の「子会社の異動を伴う株式取得に関するお知らせ」に記載のとおり、福岡都市圏のひとつに位置し、高い入居率を安定的に維持している不動産を保有する不動産賃貸業を営む有限会社九建機材の子会社化を実施しました。

当連結会計年度の売上高は、前年同期比36.9%増の17億58百万円となりました。店舗閉鎖の影響によりアパレル事業が減収となったものの、不動産事業では2024年１月及び2024年８月に実施したM&Aによる子会社収益が純増となりました。

売上総利益率は前年同期に対し1.4ポイント低下し41.3%となりました。これは主に不動産事業において再販事業及び完成工事高の構成割合が増加したことによるものであります。売上総利益額は増収に伴い前年同期比32.5%増の７億26百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、アパレル事業の店舗閉鎖や不動産事業における経費削減による減少があるものの、前掲のイストグループの子会社化による経費の純増及び同社M&Aに伴う株式取得関連費用28百万円の一括費用処理により、前年同期15.8%増の５億91百万円となりました。一方で、経費率は前年同期に対し6.1ポイント減少し33.7%となりました。

この結果、当連結会計年度の営業利益は前年同期比261.9%増の１億34百万円（前年同期は営業利益37百万円）となりました。経常損益は支払利息、控除対象外消費税等の増加はあったものの、営業利益増により前期の赤字から一転、10百万円の利益計上(前年同期は経常損失19百万円)となりました。他方で、当期は、固定資産売却益等の特別利益がなかった（前期の特別利益は83百万円）ことから、親会社株主に帰属する当期純損失は46百万円（前年同期は当期純利益40百万円）となりました。

不動産事業

当期におきましては、既存物件の稼働率が概ね安定的に推移したことに加え、販売用物件の売却や2024年1月に子会社化した株式会社キムラタンプロパティ及び2024年8月に子会社化したイストグループの収益が純増となりました。

なお、2025年3月27日付で株式取得した有限会社九建機材については、2025年3月末日をみなし取得日としているため、損益の連結財務諸表の反映については2025年4月以降となります。

以上の結果、当連結会計年度の不動産事業の売上高は、前年同期比56.4%増の13億70百万円となりました。セグメント利益につきましては、前掲の販売用不動産の売却及び増収効果に加え、コスト低減に努めたことにより、前年同期比99.3%増の2億73百万円（前年同期は1億37百万円）となりました。

セグメント利益に減価償却費及びのれんの償却費を加算したEBITDAは5億11百万円（前年同期は3億82百万円）となりました。

なお、イストグループの詳細につきましては、2024年8月26日に公表いたしました「子会社の異動を伴う株式取得に関するお知らせ」を、有限会社九建機材につきましては、2025年3月27日に公表致しました「子会社の異動を伴う株式取得に関するお知らせ」ご覧ください。

アパレル事業

当連結会計年度におけるアパレル事業の売上高は、前年同期比5.6%減の3億58百万円となりました。これは、前期における3店舗の店舗閉鎖が主要因であります。これにより、当連結会計年度の平均稼働店舗数は前期の9店舗から5店舗に減少しております。

一方、既存店ベースの売上高は、活発なインバウンド消費に加え、クーラクールブランドの販売強化により売上は堅調に推移し、前年同期比24.3%増となりました。ネット通販につきましては、より利益率の高い自社サイトの集客増に注力した結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比2.6%増となりました。

セグメント利益につきましては、店舗閉鎖に伴う経費減やその他の固定費の削減に努めた結果、販管費は23百万円減少したものの、継続する円安傾向と在庫商品の積極販売により売上総利益率が前期比7.2ポイント減となったことから97百万円の損失（前年同期は86百万円の損失）となりました。しかしながら、在庫商品の積極販売による当期商品の仕入抑制を図った結果、商品及び製品は12百万円減少いたしました。

その他事業

ウェアラブル事業につきましては、保育の現場における事故防止に対する関心が一層高まる中、全国地方自治体においても積極的にＩＴ導入に向けた動きが活発化しており、当連結会計年度においては、バックオフィス体制の整備とアプリの改修等による既存保育施設での利便性の向上に取り組むとともに、新規導入施設拡大にも注力し、安心・安全の確保と保育の質の向上への貢献を目指してまいりました。

その結果、当連結会計年度末の導入施設数は、前年同期末の100園から135園へ増加いたしました。

売上高は前年同期比2.4%増となりましたが、今後も含め導入施設の拡大を企図したシステム関連の増強や販促費用の増加に伴いセグメント利益は１百万円の損失（前年同期は２百万円の利益）となりました。

以上のとおり、2025年３月期は営業利益増、経常損益の黒字化を達成することができましたが、親会社株主に帰属する当期純損失の計上に至っております。今後のさらなる収益力向上、安定的な財務基盤の構築を課題として、企業価値の回復と向上に一層努めてまいる所存であります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、第16回新株予約権の権利行使がなされ（160,000個）、２億57百万円の資金を調達しております。なお、本新株予約権については、2024年10月22日付で全ての行使が完了しております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第59期 (2022年３月期)	第60期 (2023年３月期)	第61期 (2024年３月期)	第62期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売上高 (百万円)	4,237	3,547	1,284	1,758
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△) (百万円)	△892	△1,134	40	△46
１株当たり当期純利益又は損失(△) (円)	△6.07	△6.25	0.17	△0.19
総資産 (百万円)	2,587	7,629	8,304	10,091
純資産 (百万円)	119	168	921	1,132
１株当たり純資産額 (円)	0.67	0.74	3.82	4.43

（注）１株当たり当期純利益又は損失は、期中平均株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第59期 (2022年３月期)	第60期 (2023年３月期)	第61期 (2024年３月期)	第62期 (当事業年度) (2025年３月期)
売上高 (百万円)	3,132	2,012	506	551
当期純損失(△) (百万円)	△854	△1,040	△83	△85
１株当たり当期純損失(△) (円)	△5.81	△5.73	△0.35	△0.34
総資産 (百万円)	2,062	8,063	8,368	8,240
純資産 (百万円)	155	296	938	1,110
１株当たり純資産額 (円)	0.91	1.37	3.89	4.34

（注）１株当たり当期純損失は、期中平均株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。

5. 対処すべき課題

当社グループでは、2025年３月期において営業利益１億34百万円、経常利益10百万円を計上しましたが、最終損益は46百万円の損失計上となり、今後のさらなる収益力の強化と安定的な財務基盤の構築が課題であると認識しております。

不動産事業では、2024年８月に、リノベーションにより付加価値を高めた中古物件の販売を強みとするイストグループを子会社化し、「再販事業」を新たな事業の柱とすべく不動産関連ビジネスの領域拡大を進めました。同年９月には、株式会社メディカグループから「HOUSE リサーチ」事業を譲り受けましたが、中古物件を中心とした家を持ちたい一般顧客と住宅会社をつなぐマッチングプラットフォームへと刷新することで、当社グループの再販事業を加速させるとともに、不動産関連事業における新たな収益の獲得にも挑戦してまいります。さらに、2025 年２月には不動産特定共同事業の許可を保有するＳｗａｎＳｔｙｌｅの株式取得を決定いたしました。今後、不動産特定共同事業を当社の不動産ビジネスの新たな柱として位置づけ確立を目指してまいります。

以上のとおり、当社グループでは不動産ビジネスにおける事業領域拡大を図ってまいりました。今後、賃貸事業、再販事業、不動産特定共同事業及びマッチングプラットフォーム事業のバランス最適化を図りながら、各社が有する物件仕入やリノベーションのノウハウをグループ全体で共有することで、不動産取得における資金調達の選択肢を広げ、当社グループのさらなる成長を目指してまいります。

さらに新たな物件取得やポートフォリオの入れ替え等の不動産投資についても、引き続き積極的に情報収集を行いながら機動的な投資を推し進めてまいります。

アパレル事業につきましては、売上規模よりもブランド力の回復と向上を重視し、独自価値の提供をさらに追及するために、ニッチな顧客層へターゲットを絞り込み、差別化を一層強化してまいります。また、SNS を中心にデジタルマーケティングによるブランド力の強化と新規顧客の獲得に努め、粗利益率の改善と在庫消化率の向上により事業再構築を果たしてまいります。

ウェアラブル事業につきましては、2025年３月期も引き続き導入園数及び利用園児数が増加し、保育の現場における事故防止に対する関心が高まる中、今後も導入園・利用園児数の増加が見込まれます。さらに、近年の国内における出生数の著しい減少を踏まえ、中長期的な成長にはウェアラブル IoT 分野における事業領域の拡大が不可欠であると判断し、新たに高齢者向けソリューションの提供についても取り組んでまいります。2025年３月31日付「ミツフジ株式会社との資本・業務提携に関するお知らせ」にて公表のとおり、特に高齢者の室内における熱中症リスク軽減に貢献する事業展開について中長期的なパートナーシップの構築を目的として、資本業務提携契約を締結いたしました。

次期においてはこれまでの園児見守りサービスに加え、高齢者向け熱中症リスク軽減に貢献する事業展開について取り組んでまいります。

以上により、次期においては増収、増益を目指すとともに今後の成長戦略の構築にも取り組み、企業価値の回復と向上に一層努めてまいる所存であります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

（1） 親会社との関係

該当事項はありません。

（2） 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社キムラタンエステート	10 百万円	100.0%	不動産賃貸業
株式会社キムラタンプロパティ	３百万円	100.0%	不動産賃貸業
株式会社キムラタンリテール	１百万円	100.0%	当社販売業務の受託
株式会社イスト	２百万円	100.0%	不動産販売業、不動産賃貸業
株式会社ライブ	１百万円	100.0%	建設業
コネクト株式会社	１百万円	100.0%	不動産管理業

株式会社イスト、株式会社ライブ及びコネクト株式会社は、2024 年８月 30 日付でその全株式を取得したことにより、子会社となっております。

7. 企業集団の主要な事業内容（2025 年3月 31 日現在）

当社グループは、不動産事業、子供アパレル事業及びウェアラブル事業を営んでおります。

8. 企業集団の主要な営業所及び工場（2025 年3月 31 日現在）

当社本店　　兵庫県神戸市中央区京町 83 番地

株式会社イスト　　宮城県仙台市泉区泉中央１丁目 28 番地の 13

9. 従業員の状況

（1） 企業集団の従業員の状況（2025 年３月 31 日現在）

従　業　員　数	前年度末比増減
41 名	９名増

（2） 当社の従業員の状況（2024 年３月 31 日現在）

従　業　員　数	前年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
22 名	－	53 歳４ヵ月	23 年１ヵ月

10. 企業集団の主要な借入先及び借入額（2025 年3月 31 日現在）

借　入　先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,293 百万円
株式会社みなと銀行	800 百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　株式に関する事項　（2025 年 3 月 31 日現在）

（１）　発行可能株式総数　　300,000,000 株

（２）　発行済株式の総数　　255,775,425 株（自己株式 8,985 株を除く）

（３）　株主数　　36,979 名

（４）　上位 10 名の大株主

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
清　川　浩　志	65,818	27.73
澤　田　秀　雄	44,500	17.40
株式会社レゾンディレクション	14,700	5.75
吉　丸　昌　宏	11,770	4.60
楽天証券株式会社	3,267	1.28
大都長江投資事業有限責任組合	2,727	1.07
西　川　勝　彦	2,000	0.78
ソフト・シリカ株式会社	813	0.32
西　野　芳　男	750	0.29
内　藤　恭　子	706	0.28

（注）　持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（8,985 株）を控除して計算しております。

（５）　当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

１．会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

２．事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2025 年3月 31 日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	九鬼祐一郎	株式会社キムラタンエステート　代表取締役 株式会社キムラタンプロパティ　代表取締役 株式会社イスト　代表取締役
常務取締役（財務担当）	木村　裕輔	株式会社キムラタンリテール　代表取締役
取締役	清川　浩志	株式会社レゾンディレクション　代表取締役
取締役	染川　智香	
取締役	鈴木　孝男	
常勤監査役	岡村 秀信	
監査役	南　　靖郎	
監査役	猪塚　良弘	

（注）　1．取締役鈴木孝男氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けております。

2．監査役南靖郎氏及び猪塚良弘氏は社外監査役であります。

3．当社は社外取締役鈴木孝男氏、社外監査役南靖郎氏及び社外監査役猪塚良弘氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金 300 万円又は会社法第 425 条第１項に定める責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	18 百万円 （２百万円）	18 百万円 （２百万円）	－	－	４名 （１名）
監査役 （うち社外監査役）	10 百万円 （４百万円）	10 百万円 （４百万円）	－	－	３名 （２名）
合　計 （うち社外役員）	28 百万円 （６百万円）	28 百万円 （６百万円）	－	－	７名 （３名）

① 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1986 年４月 28 日開催第 22 回定時株主総会において、月額 15 百万円以内とすることで決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、1994 年６月 29 日開催第 31 回定時株主総会において、月額５百万円以内とすることで決議いただいております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、2021 年３月 17 日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬については、月例の固定報酬のみとすることとし、取締役の報酬額については定時株主総会において決議された上限額（月額 15 百万円）の範囲内で、取締役会において総額を決議し、個別の取締役の報酬額については、代表取締役社長に一任することとしております。代表取締役社長は、当社業績、役位、職責等を勘案して個別の取締役の報酬額を決定することとします。

ハ．当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が当社業績、役位、職責等を勘案し原案を策定しており、方針との整合性は確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度におきましては、2024 年６月 27 日開催の取締役会において代表取締役社長九鬼祐一郎に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

３．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。保険契約は１年ごとに更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

４．社外役員に関する事項

（１） 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

（２） 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木孝男	当事業年度に開催された取締役会 13 回（うち定例取締役会は 13 回）中 13 回に出席し、これまでの幅広い経験や識見を活かした専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	南　靖郎	当事業年度に開催された取締役会 13 回（うち定例取締役会は 13 回）中 13 回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会 13 回中 13 回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
	猪塚良弘	当事業年度に開催された取締役会 13 回（うち定例取締役会は 13 回）中 13 回に出席し、金融機関での経験や識見を活かした専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会 13 回中 13 回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。

Ⅴ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

監査法人Ｋｓ Ｌａｂ.

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払額
① 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	25 百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25 百万円

（注） 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第１項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会社法第 340 条１項に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、監査役会が定める会計監査人の選定基準に則り、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を会社法第 344 条に則り決定します。

5. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第 427 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	2,117	**流動負債**	1,325
現金及び預金	204	支払手形及び買掛金	35
売掛金	34	工事未払金	12
完成工事未収入金	5	短期借入金	609
商品及び製品	267	１年内返済予定の長期借入金	440
販売用不動産	1,425	リース債務	0
仕掛販売用不動産	90	未払金	56
原材料及び貯蔵品	5	未払費用	42
未成工事支出金	0	未払法人税等	56
前払費用	22	契約負債	11
その他	71	賞与引当金	10
貸倒引当金	△10	その他	48
固定資産	7,973	**固定負債**	7,633
有形固定資産	7,357	長期借入金	7,068
建物及び構築物	3,865	長期未払金	3
機械装置及び運搬具	6	リース債務	1
工具、器具及び備品	7	繰延税金負債	510
土地	3,477	その他	49
リース資産	1	**負債合計**	8,958
建設仮勘定	0	**純資産の部**	
無形固定資産	572	**株主資本**	1,132
のれん	557	資本金	3,296
ソフトウェア	7	資本剰余金	2,614
その他	6	利益剰余金	△4,774
投資その他の資産	43	自己株式	△4
投資有価証券	0		
破産更生債権等	12	**その他の包括利益累計額**	0
関係会社株式	4	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	5		
その他	77		
貸倒引当金	△56	**純資産合計**	1,132
資産合計	10,091	**負債及び純資産合計**	10,091

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		1,758
売上原価		1,031
売上総利益		726
販売費及び一般管理費		591
営業利益		134
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
助成金収入	0	
受取保険金	0	
保証金敷引収入	21	
その他	4	27
営業外費用		
支払利息	95	
株式交付費	1	
借入手数料	1	
為替差損	1	
控除対象外消費税等	35	
その他	16	151
経常利益		10
特別利益		
固定資産売却益	0	
負ののれん発生益	11	11
特別損失		
店舗閉鎖損失	0	0
税金等調整前当期純利益		20
法人税、住民税及び事業税	48	
法人税等調整額	19	67
当期純損失		46
親会社株主に帰属する当期純損失		46

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社キムラタン
取締役会　御中

監査法人Ks Lab.
大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松岡　繁郎

指定社員
業務執行社員　公認会計士　横山　裕昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	801	**流動負債**	1,695
現金及び預金	99	買掛金	35
売掛金	93	短期借入金	223
商品及び製品	267	関係会社短期借入金	971
原材料及び貯蔵品	5	１年内返済予定の長期借入金	340
前渡金	0	未払金	42
前払費用	9	未払費用	35
関係会社短期貸付金	43	未払法人税等	17
１年内回収予定の長期貸付金	281	契約負債	7
その他	44	預り金	4
貸倒引当金	△43	賞与引当金	6
固定資産	7,439	その他	10
有形固定資産	4	**固定負債**	5,434
建物	3	長期借入金	5,434
工具、器具及び備品	0	**負債合計**	7,130
無形固定資産	12	**純資産の部**	
ソフトウェア	5	**株主資本**	1,110
ソフトウェア仮勘定	6	資本金	3,296
投資その他の資産	7,422	資本剰余金	2,614
関係会社株式	3,285	資本準備金	2,614
破産更生債権等	8	利益剰余金	△4,796
長期前払費用	2	その他利益剰余金	△4,796
出資金	0	繰越利益剰余金	△4,796
関係会社長期貸付金	4,120	自己株式	△4
繰延税金資産	4		
その他	53		
貸倒引当金	△52	**純資産合計**	1,110
資産合計	8,240	**負債及び純資産合計**	8,240

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		551
売上原価		224
売上総利益		327
販売費及び一般管理費		399
営業損失		72
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	0	
助成金収入	0	
受取手数料	1	
その他	0	73
営業外費用		
支払利息	76	
株式交付費	1	
借入手数料	1	
為替差損	1	
控除対象外消費税等	3	
その他	4	88
経常損失		88
特別損失		
店舗閉鎖損失	0	0
税引前当期純損失		89
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	△4	△3
当期純損失		85

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社キムラタン
取締役会　御中

監査法人Ks Lab.
大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松岡　繁郎

指定社員
業務執行社員　公認会計士　横山　裕昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社キムラタンの2024年４月１日から2025年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会への出席及び業務監査等に於いて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号の掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人Ks　Labの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人Ks　Labの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月26日

株式会社　キムラタン　監査役会

常勤監査役　　岡村　秀信　㊞

社外監査役　　南　　靖郎　㊞

社外監査役　　猪塚　良弘　㊞

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

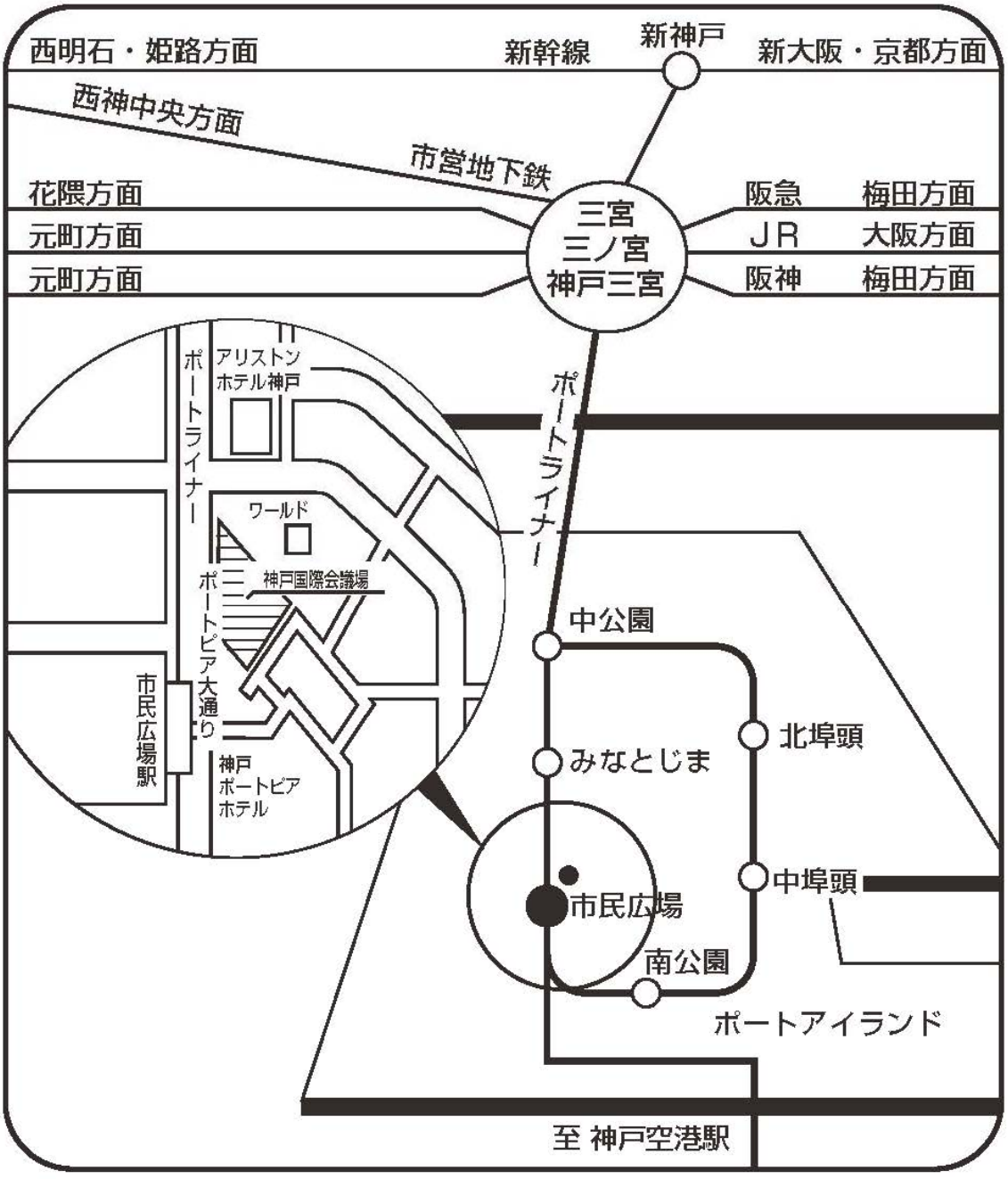

交通のご案内

ポートライナー **「市民広場駅」** 下車徒歩2分

株式会社 キムラタン